

# 白岡市自治基本条例 推進計画（仮称）（案）

白岡市

# 白岡市自治基本条例 推進計画(仮称)(案)

## 目次

I	白岡市自治基本条例推進計画(仮称)の策定について	1
1	白岡市自治基本条例推進計画(仮称)策定の趣旨	1
2	本計画の計画期間	1
II	自治基本条例の章ごとの取組事項	2
第2章	市民	2
第3章	議会	3
第4章	行政	5
第5章	参画及び協働	10
第6章	地域活動及び地域自治組織	12
第7章	情報の公開、提供及び共有	13
第8章	次世代	14
第10章	検証等	15

# Ⅰ 白岡市自治基本条例推進計画（仮称）の策定について

## 1 白岡市自治基本条例推進計画（仮称）策定の趣旨

平成23年10月1日に「誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会を、自らの意思及び責任において協働して実現することを目指す」ことを理念とし、市民、議会、行政が互いの役割を尊重しつつ、それぞれが責任を担いながら、連携、協力してまちづくりを進めていくことを定めた「白岡市自治基本条例」が施行されました。

平成27年6月には、自治基本条例が定める自治のあり方を検証する白岡市参画と協働のまちづくり審議会が設置され、同年9月まで検証作業を実施し、その答申においては、「自治基本条例の具現化についての進行計画が必要であり、この計画があれば市民の誰もが検証しやすくなります。次回の検証に当たっては、この計画を作ることが必要です。」という意見をいただきました。

こうした経緯を踏まえ、今後、自治基本条例の理念がさらに浸透し、住民主体のまちづくりが推進されるよう本推進計画を策定するものです。

本計画は、自治基本条例が掲げる理念である「市民主体のまちづくり」の推進に必要な取組について進捗管理することにより、その推進を図るものです。

## 2 本計画の計画期間

自治基本条例第20条においては、「4年を超えない期間ごとに、この条例で規定する自治のあり方を」「検証しなければならない」とされていることから、毎年度の進捗管理及び次回の検証結果を踏まえて、本計画を見直していくことが適当であると考えられます。

このため、次回の検証対象となる平成28年度から平成31年度までの期間を計画期間とするものです。

## II 自治基本条例の章ごとの取組事項

### 第2章 市民

#### (市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、まちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な事項を学習する権利を有する。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参画するときは、互いに意見を尊重し合い、責任ある行動をするものとする。

#### 【取組の方向性】

市民は、まちづくりに参画する権利を有していますが、その権利を行使していかなければ自治基本条例の理念は実現されません。市民自身が意識的にまちづくりに関わっていく必要があります。

#### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

#### ○ 市民の自治基本条例についての理解度等の把握（担当課：地域振興課）

参画と協働のまちづくりを推進するには、市民に自治基本条例の理念や、まちづくりに関わる上での権利について浸透していることが必要となります。この度合いを把握するため、市民アンケートを実施します。

#### 取組のスケジュール

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市民アンケート (基礎調査)		市民アンケート (意識調査)	

## 第3章 議会

### (議会の責務)

第6条 議会は、白岡市の意思決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。

2 議会は、市民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。

3 議会は、市民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。

### (議員の責務)

第7条 議員は、市民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、市民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。

### 【取組の方向性】

これまで、開かれた議会運営とするため、議会だよりの発行やインターネット録画中継などに取り組んできました。こうした取組を継続しながら、さらに開かれた議会とするための方策を検討します。

### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

#### ○ 議会改革・活性化等に向けた検討（担当課：議会事務局）

議会と市民との対話、議会報告会、インターネット生中継など議会改革・活性化に向けた検討を行ないます。

#### 取組のスケジュール

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
議会改革・活性化等に向けた検討			

### 【継続的に取り組む事項】

○ 政策提言、条例の立案（担当課：議会事務局）

行政視察を通し、政策提言、条例の立案に向けて研鑽に努めます。

○ 議会だよりの発行、インターネット録画中継（担当課：議会事務局）

定例会ごとに議会だよりを発行するとともに、インターネット録画中継を実施し、市民に対して審議経過及び結果を分かりやすく情報提供します。

○ 議場コンサートの開催（担当課：議会事務局）

議場コンサートの開催を通じて、多くの市民が議場に来場することで、議会をより身近に感じる機会を提供します。

また、市民に文化・芸術活動の発表の場を提供し、それらの活動を積極的に支援します。

## 第4章 行政

### (行政の責務)

第8条 行政は、市民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。

2 行政は、市民の意向を的確に把握し、市民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。

3 行政は、透明で開かれた市民主体の行政運営に努めるものとする。

### (市長の責務)

第9条 市長は、市政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を市民に公表するよう努めるものとする。

2 市長は、白岡市の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。

3 市長は、中長期的な展望に立ち、限りある財源を効率的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。

### 【取組の方向性】

市民の信頼にこたえるため、市民ニーズを的確に把握するとともに、透明性を確保しながら参画と協働のまちづくりの推進に努めます。

### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

#### ○ 第5次総合振興計画の後期計画の策定（担当課：企画政策課）

本市の目指すべき将来像を実現するため、前期基本計画の進捗状況や評価結果を勘案しながら、見直しを実施します。

#### 取組のスケジュール

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
後期計画の策定			
実施計画・行政評価による進捗管理			

## 【継続的に取り組む事項】

### ○ 市長施政方針の公表（担当課：企画政策課）

市民のまちづくりに対する関心を高めるには、行政の透明性を高めることが必要であるため、市長は、市民に対し市政に関する基本方針を明らかにし、誠実に取り組むとともに結果の公表に努めます。

### ○ 総合振興計画実施計画の策定及び行政評価の実施（担当課：企画政策課）

自治基本条例の理念を反映した総合振興計画を適切に進捗管理するため、実施計画を策定するとともに行政評価を実施して、市民に分かりやすい市政とします。

### ○ 市長への手紙制度（担当課：企画政策課）

市民から、市長あてに寄せられた市政に関する意見、提言について、市長が直接拝見して、関係部署でよく検討し、市政に反映させます。

### ○ 市民と市長との対話集会（担当課：企画政策課）

市民との対話を通じて、市政やまちづくりに対する積極的な意見や提案を広く聴き、今後の市政運営と市民との協働によるまちづくりに生かします。

### ○ 職員出前講座の実施（担当課：企画政策課）

地域で行われる集会や団体の会議などで、市民に市の事務・事業などを分かりやすく説明し、市政に対する理解や住民協働への関心を高めま

す。

### ○ 市長交際費の公開（担当課：企画政策課）

市長の交際費について、市民により深く理解してもらうため、2年分の交際費を公開します。

### ○ 行財政改革推進大綱の推進（担当課：財政課）

将来にわたり、中長期的な視点に立ち市民に必要なサービスを提供していくため、行財政改革推進大綱を推進し、財政の健全化を確保します。

**(職員の責務)**

第10条 職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが市民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

**【取組の方向性】**

職員は、行政を日常的に執行する立場に加え、まちづくりに関わる市民としての視点を持ち、政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮するよう努めます。

**【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】**

○ 自治基本条例及び参画と協働に関する職員研修の実施（担当課：地域振興課）

日常的に行なう事務事業に反映させ、参画と協働のまちづくりを推進するため、職員に自治基本条例や参画と協働についての意識を高めるための研修を実施します。

**取組のスケジュール**

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
自治基本条例及び参画と協働に関する職員研修の実施			

**(行政組織)**

第11条 行政は、その補助組織を、市民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。

**【取組の方向性】**

行政組織は、市民のための仕事を行なう組織であるため、市民目線で分

かりやすい組織とし、社会情勢の変化に応じて迅速な見直しに努めます。

### 【継続的に取り組む事項】

#### ○ 適時・適切な行政組織の見直し（担当課：企画政策課）

時期に応じて組織の見直しをはかるとともに、市民に分かりやすい組織名とし、市民への周知に努めます。

### （危機管理体制）

第12条 行政は、災害等の緊急事態から市民の生命及び財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

### 【取組の方向性】

「自助」「共助」「公助」の精神に基づいた災害に強いまちづくりの推進に努めます。

### 【継続的に取り組む事項】

#### ○ 地域防災計画の定期的な見直し（担当課：安心安全課）

市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市、市民、事業者、防災関係機関等で連携を図り、その有する機能を有効に発揮できるよう、適切に見直しを実施します。

#### ○ 自主防災組織の支援（担当課：安心安全課）

自主防災組織の訓練実施、資機材購入に対する支援及び研修会などの情報提供を行ないます。

### 評価の指標

- ・ 自主防災組織の組織率：85%

#### ○ 防犯パトロールの推進（担当課：安心安全課）

地域住民の防犯パトロールなど自主的な防犯活動の促進を図るため、防犯用品を配布し、地域の防犯活動を支援します。

**（国及び他の地方公共団体との連携等）**

第13条 行政は、広域的な課題の解決又は行政運営の効率化を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。

**【取組の方向性】**

多様化する行政ニーズに対応しながら効率的・効果的な行政運営を進めるため、広域的な行政サービスに向けた取組の推進に努めます。

**【継続的に取り組む事項】**

○ **近隣市町との連携（担当課：企画政策課）**

現在、東部中央都市連絡協議会及び田園都市づくり協議会において、公共施設の相互利用を実施していますが、今後、効率的に事務処理を実施していくためにも他自治体との連携を検討します。

**（行政手続）**

第14条 行政は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正を確保するとともに透明性の向上に努めなければならない。

**【取組の方向性】**

行政と市民との信頼関係構築のため、透明で公正な行政手続の確保に努めます。

**【継続的に取り組む事項】**

○ **行政手続の透明性の向上（担当課：総務課）**

行政手続条例により公正性及び透明性を確保した手続を実施していますが、市民にとって分かりにくい部分があるため、制度説明に努めます。

## 第5章 参画及び協働

### (参画及び協働)

- 第15条 市民、議会及び行政は、協働によるまちづくりを推進するものとする。
- 2 行政は、まちづくりに関する市民の提案等の把握に努めるとともに、市民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。
- 3 行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、市民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。
- 4 行政は、市民の意見を市政に反映させるため、幅広い市民の参画に努めるものとする。
- 5 前項に規定する市民の参画に関して必要な事項は、別に条例で定める。

### 【取組の方向性】

参画と協働のまちづくりが推進されるよう、市民参画手続や市民参画条例関連制度の適切な運用に努めます。

### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

#### ○ 市民参画条例関連制度の適切な運用（担当課：地域振興課）

- ・参画と協働のまちづくり市民提案制度
- ・市民参画計画の策定・公表
- ・参画と協働のまちづくりサポーター登録制度
- ・参画と協働の市民掲示板

市民参画と協働を推進するための諸制度について、市民に広く周知し、まちづくりに参加する市民の増加を図ります。

### 評価の指標

- ・参画と協働のまちづくりサポーター制度：目標値100人

## 【継続的に取り組む事項】

- 市民との協働により実施している事業の増加（担当課：庁内各課）

### 評価の指標

- ・市民との協働により実施している市の事業数：目標値50事業

- 参画と協働のまちづくり審議会における審議（担当課：地域振興課）

参画と協働のまちづくり審議会における審議を通じて、参画と協働のまちづくりの推進に資する取組を検討します。

また、同審議会における「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」についての審議を踏まえながら、検討を進めます。

## 第6章 地域活動及び地域自治組織

### (地域活動及び地域自治組織)

第16条 市民は、各種の地域活動を通じて、地域の課題解決及び活性化に努めるものとする。

2 議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。

#### 【取組の方向性】

地域自治組織が、各地域におけるまちづくりのパートナーとなるよう、それぞれの活動の自主性を尊重しながら支援に努めます。

#### 【継続的に取り組む事項】

##### ○ 集会所施設の改修などの支援（担当課：地域振興課）

地域活動の拠点となる各地域の集会所施設の改修などの支援に努めます。

##### ○ 協働のまちづくりモデル事業（担当課：地域振興課）

市民団体等が自ら企画・提案・実施する先導的な協働モデル事業に対して補助を実施し、協働のパートナーとなる団体の育成を図ります。

#### 評価の指標

- ・ 協働のまちづくりモデル事業の延べ実施事業数：目標値18事業

## 第7章 情報の公開、提供及び共有

### (情報の公開、提供及び共有)

第17条 議会及び行政は、市民に対し説明責任を果たし、市政への参画を促進するため、市政情報を公開するとともに、市民と情報の共有を図るため、市政情報の積極的な提供に努めるものとする。

2 地域自治組織は、組織運営の透明性を向上させ、その活動への参画を促進するため、活動情報の提供に努めるものとする。

3 議会、行政及び地域自治組織が、前2項に規定する情報の公開又は提供を行うときは、個人の権利利益を保護するため、個人情報を選正に取り扱うものとする。

### 【取組の方向性】

市民の知る権利を保障するため、白岡市情報公開条例を適切に運用します。また、市民との情報共有を図るため、市政情報を積極的に提供します。

### 【継続的に取り組む事項】

#### ○ 情報公開条例の適切な運用（担当課：総務課）

白岡市情報公開条例を適切に運用し、市民の知る権利を保障します。

#### ○ 広報しらおか及び市ホームページによる市政情報の発信、定例記者会見の実施（担当課：企画政策課）

協働によるまちづくりを推進するには、市民との情報共有が必要であるため、市政情報を広報しらおか、市ホームページ及び定例記者会見などで積極的に提供します。

## 第 8 章 次世代

(次世代)

第 18 条 市民、議会及び行政は、次世代を担うこどもが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようなまちづくりに努めるものとする。

2 市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの主役となるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。

### 【取組の方向性】

こどもの成長を支援する取組に努めるとともに、将来の白岡市を担うこどもが、まちづくりに参画していくための取組を検討します。

### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

#### ○ こどもに対する自治基本条例等の制度説明（担当課：地域振興課）

将来の白岡市のまちづくりを担うこどもに対し、自治基本条例等の制度説明をする機会を検討します。

#### 取組のスケジュール

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業実施に向けた検討		説明会の実施	

### 【継続的に取り組む事項】

#### ○ 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理（担当課：子育て支援課）

「家庭」を基本としながら、誰もが安心して子どもを産み、「子育てが楽しい」と感じ、すべてのこどもが心豊かに成長できる環境が実現するよう、行政、市民、企業などが協働・連携する取組を進めます。

## 第10章 検証等

### (検証)

第20条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例で規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。

### 【取組の方向性】

市民参画や協働の取組状況など、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているか、また、自治基本条例自体が時代や社会情勢の変化に則したものとなっているか定期的に検証を行ないます。

### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

- 自治基本条例進行計画（仮称）策定及び適切な進捗管理（担当課：地域振興課）

自治基本条例の理念がまちづくりに反映されているかを把握するには、なすべきことと、その進捗度を明らかにする必要があります。このため、自治基本条例進行計画（仮称）を策定し、適切に進捗管理することにより、本市の「自治のあり方」が、どの地点にあるのかを明らかにします。

### 取組のスケジュール

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		検証作業の実施	